

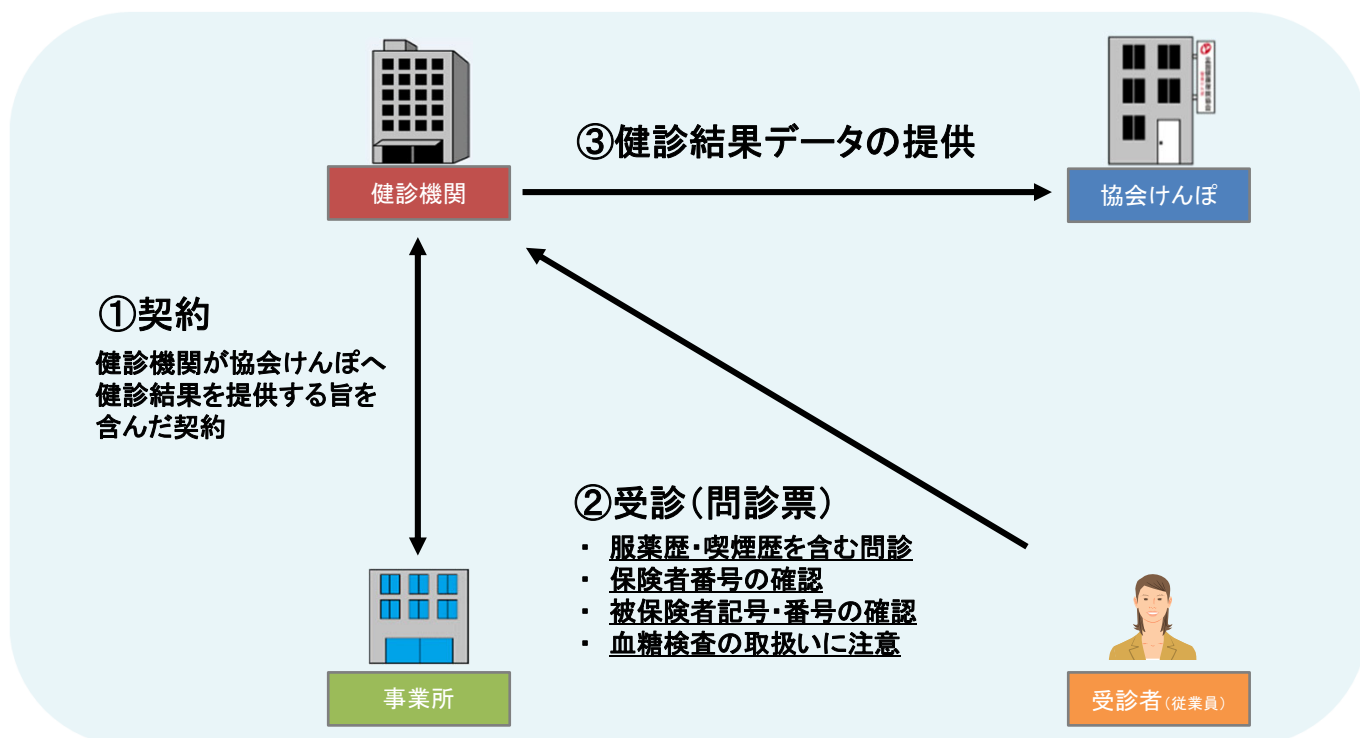
協会けんぽに加入する40歳以上の方の

事業者健診結果は、健診機関から協会けんぽに提供をお願いします！

— 国から定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼が通知されました —

健診機関様へ

- 事業者健診の契約の際は、
『健診機関が協会けんぽに健診結果を提供する』旨を含んだ契約の締結をお願いします。
- 問診票は、国が示す「一般健康診断問診票」の使用をお願いします。
- 定期健康診断等における血糖検査の取扱いは、特定健康診査における取扱いと同じです。
- 健診のご案内の際は、受診者様に保険証をご持参いただくようご案内をお願いします。



※ 契約書及び問診票のひな型は、「定期健康診断等及び特定健康診査の実施に関する協力依頼」（基発1223第5号・保発1223第1号）に示されています。

※ 血糖検査の取扱いについては、「定期健康診断等における血糖検査の取扱いについて」（基発1223第7号）をご確認ください。

健診結果は個人情報ですが、協会に提供しても大丈夫です！

高齢者の医療の確保に関する法律により、事業者が健診結果を保険者へ提供することが義務付けられており問題はありません。また、このような法律に義務付けがある場合、健診を受けた方（受診者様）の同意も必要ありません。（個人情報の保護に関する法律第23条）

事業者に代わり健診機関様が協会けんぽに事業者健診結果を提出することを、**予め契約で取り決めることで**、健診機関様から協会けんぽに直接提供することができます。

令和3年3月17日

一般社団法人 日本総合健診医学会 御中

全国健康保険協会

事業者健診結果の取得促進に係る広報等の依頼について

日頃より、全国健康保険協会（協会けんぽ）の事業運営に特段のご配慮を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ご案内のとおり、令和2年12月23日付で厚生労働省労働基準局長・保険局長から事業者団体及び関係団体の長に宛てて「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」が、労働基準局長から都道府県労働局長に宛てて「定期健康診断等における血糖検査の取扱いについて」が通知されました。

この通知の取り扱いを定着させるためには、健診実施機関のご理解、ご協力が必要不可欠です。

今般、貴会参加の健診実施機関の皆様へ、当該通知を踏まえた円滑な運用にご理解、ご協力いただきたく、別紙のとおり案内リーフレットを作成いたしました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご承知いただきますとともに、貴会会員への周知方につき、ご高配賜りますようお願いいたします。

今後とも、全国健康保険協会の事業運営にご理解、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。